

# 甲州市地域おこし協力隊推進事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 本市の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加等の課題を抱え、農業生産活動の低下や農村景観への影響が懸念されており、特に中山間地域においてその傾向が顕著になっている。

一方、生活の質や豊かさへの志向の高まりにより、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することについて、若年層を含め、都市住民のニーズが高まってきている。

こうしたことを背景に、三大都市圏をはじめとする政令指定都市等に生活の拠点を置く住民を概ね1～3年間本市に居住させ、農業技術の習得と地域活動等の行事に参加することを通じて、本市の地域づくりの新たな担い手として育成するとともに、地域に定着させることを目的とし、「地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日制定総行応第38号）」に基づき甲州市地域おこし協力隊推進事業（以下「本事業」という。）を実施する。

## (地域おこし協力隊員の要件)

第2条 地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）とは、次の要件を満たす都市住民で、市長の委嘱を受け、市内に拠点を置く農業関係事業者等の指導のもと、新たに居住する地域において農業技術等の習得と地域行事への協力を通じて市内での定住及び就農を図ろうとする者をいう。

生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を異動させた者であること。したがって、同一市町村内において異動した者及び委嘱を受ける前に既に当該地域に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）については、原則として含まないものであること。ただし、「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した者（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内）又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を異動させた者は含めることとする。

## (事業内容)

第3条 本事業は、隊員を育成するためのものであり、その内容は次のとおりとする。

### 1 支援機関の募集及び選定

市長は、隊員に対し、農業技術等の習得のための活動や地域と連携して地域が主催する行事等への協力を指導し、支援することにより、本市に定住し、就農できるように育成しようとする市内に拠点を置く農業関係法人等を、別に定めるところにより募集及び選定する。

### 2 隊員の募集及び委嘱

(1) 1により選定された農業関係法人等（以下「支援機関」という。）

は、ホームページの活用等により多くの都市住民が隊員に応募できるように努める。

(2) 支援機関は、応募のあった者の中から、面接、論文などにより、本市での居住が確実に農業に意欲的に取り組むことが認められる者を選考

する。ただし、夫婦、世帯を同一にする親子が応募した場合にあっては、1人に限るものとする。

(3) 支援機関は、(2)により選考した者について、別に定める地域おこし協力隊員候補者名簿を作成し、市長に提出するものとする。

(4) 市長は、支援機関が取り組む(2)及び(3)の業務に協力し、支援機関から地域おこし協力隊員候補者名簿の提出があった場合には面接等を経て隊員を決定し、別に定める決定通知書により支援機関に通知する。

### 3 支援機関が実施する隊員の育成事業

支援機関は、次に定める隊員が行う農業技術等の習得のための活動や地域と連携して地域が主催する行事等への協力（以下「農業活動等」という。）を指導し、支援するとともに、隊員の住居や農業活動等に使用するための車輛等を確保するものとする。

#### (1) 農業技術等習得のための活動

支援機関の農業技術等習得のための活動とは、農業用機械の操作方法や土づくり、肥培管理、病虫害防除等の栽培管理等の農業技術の実習等や農産物の出荷や農産物直売所での販売などとする。ただし、自らの圃場を保有しない等により、農業技術等習得のための実習等を行うことができない支援機関は、次の要件を満たす受け入れ事業者に実習の全部又は一部を委任することができるものとする。

ア 隊員に対し農業技術習得のための実習等を行うことができる圃場等を確保していること。

イ 農業技術習得のための実習等を行うことができる農業技術の蓄積があること。

#### (2) 地域資源を活かしたコミュニティビジネスの創出

地域資源を活かしたコミュニティビジネスの創出とは、本市に存在する資源の掘り起こしや魅力増加による高付加価値化の仕組みや手法を構築し、新たなビジネスモデルを創出することをいう。

#### (3) 地域が主催する行事への協力

地域が主催する行事への協力とは、農道、水路の清掃、花植え等の地域美化活動や、運動会、敬老会等の開催など共同作業を伴う地域行事への参加をいう。

なお、支援機関は、隊員が居住する地域の自治会長等との連絡調整を行い、隊員の参加を促進するよう努めるものとする。

### 4 隊員の農業活動等の広報

支援機関は、支援機関又は隊員がホームページ等を活用して隊員活動の取組状況や成果等についての情報発信を推進し、都市住民の本市での定住及び就農の促進に繋がる魅力発信に努めなければならない。

（隊員の地位等）

第4条 隊員は、市の委嘱を受け、農業活動等の対価として報償費の支給を受けるものとし、市、支援機関との雇用契約は存在しないものとする。

2 隊員は市、支援機関等の指示に従わなければならないものとし、次に定める場合には、委嘱を取り消すことができる。

(1) 本人から取り消しの願い出があった場合

(2) 隊員に不良行為が認められた場合

(3) 傷病、事故等により、隊員活動の継続できなくなった場合

3 隊員の委嘱期間中の義務、農業活動等の活動日数、休暇等に対する取扱い

については別に定めるところによる。

(委嘱期間)

第5条 隊員の委嘱期間は委嘱の日から委嘱の日が属する年度の3月31日までとする。ただし、委嘱の日から3年間の期間を限度に延長することができるものとする。

(事業実施の手続き)

第6条 支援機関は、年度ごとに別に定めるところにより、事業実施計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務委託契約)

第7条 市長は、前条により提出された事業実施計画書の内容を審査し、適当と認める場合は、支援機関と別に定める業務委託契約を締結するものとする。

2 市長が支援機関に委託する業務の内容は次のとおりとし、会計処理の方法等については別に定める。

- (1) 隊員の募集及び選考に関する業務
- (2) 隊員の農業活動等の指導及び支援に関する業務
- (3) 都市住民等に対する本事業の広報に関する業務
- (4) 隊員の生活支援（経費）に関する業務

(計画の変更)

第8条 支援機関は、前2条に定める事業実施計画書を必要に応じて変更することができるものとする。

2 支援機関は、事業実施計画書を変更しようとするときは、事業を変更する前に別に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

3 前項により計画が変更された場合は、前条により締結した業務委託契約にかかる変更契約を締結するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 本事業を中止又は廃止しようとする支援機関は、別に定めるところにより市長に報告し、承認を受けなければならない。

(報告)

第10条 支援機関は、別に定めるところにより、事業実施結果報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による事業実施結果報告書の提出を受けた後、業務委託契約の執行の状況を検査し、必要がある場合には、支援機関に対し地域おこし協力隊員育成のための指導を行うものとする。

(推進施策)

第11条 市長は、本事業の目的達成に資するための推進施策として次の事業を行うことができる。

- (1) 甲州市おためし地域おこし協力隊事業

地域おこし協力隊として活動する前に、概ね2泊3日程度の期間、地域協力活動を体験し受入地域等とのマッチングを図るもので、活動期間中の市長の委嘱及び本市への住民登録は必要としない。

- (2) 甲州市地域おこし協力隊インターン事業

地域おこし協力隊への参加希望者が2週間以上3ヶ月以下の期間、市長の委嘱を受け地域おこし協力隊として業務に従事することを通じ協力

隊事業への応募などにつなげるもので、委嘱期間における本市への住民登録は必要がない。

2 前項に掲げる事業の実施に必要な事項は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。